

会 議 記 録

会議の名称	令和3年度第1回三田市手話施策推進協議会
開催の日時	令和3年6月29日（火） 午後2時30分～午後4時25分
開催の場所	三田市まちづくり協働センター 多目的ホール1・2
出席した附属機関等の委員の名前	嘉田会長、鳥越副会長、仲委員、米ヶ田委員、山脇委員、福井委員、川嶋委員
出席した職員の職及び名前	福祉共生部：脇田共生社会推進室長、鶴障害福祉課長、永井障害福祉課係長、堀障害福祉課主任、和田障害福祉課職員、竹内障害福祉課職員 学校教育部：鈴木学校教育課係長、森本教育支援課係長
傍聴人の人数	なし
議題	・令和2年度事業報告について ※未報告分のみ ・令和3年度実施予定事業について
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	・令和3年度第1回三田市手話施策推進協議会 次第 ・令和2年度事業報告について ※未報告分のみ 【資料1】 ・令和3年度実施予定事業について 【資料2】 ・令和2年度意思疎通支援者派遣件数内訳 【参考資料1】 ・令和3年度各教室・講座の推進体系 【参考資料2】 ・三田市手話施策事業実施状況 【参考資料3】 ・「ユニバーサル」広報動画再生回数 【参考資料4】
連絡先	福祉共生部 共生社会推進室 障害福祉課 電話：079-559-5075 FAX：079-562-1294

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 説明報告事項

- ・令和2年度事業報告について ※未報告分のみ ◆事務局より説明
- ・令和3年度実施予定事業について ◆事務局より説明

会長：それでは、先ほど事務局から説明のありました事項につきまして、ご意見などがありましたら、手を挙げていただき、その後、お名前を言っていただいてから発言していただきますようお願いいたします。

委員：デリバリー型手話教室についてですけれども、前回の推進協議会において、公共交通機関での実施を検討いただいていると事務局からお聞きしましたけれども、こうした公共交通機関に加えて、医療機関での実施も検討いただきたいと思います。今、コロナ禍の中で医療機関は大変だと思いますけれども、手話や聞こえない人への理解というのは人の命に関わりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

先日、聞こえない人とお話をする機会がありました。ある聞こえない方が入院されていた時、その医療機関の方がコミュニケーションを取りやすくする配慮としてカードを作られたそうなんです。「大丈夫ですか？」等の書かれたカードを見せられても、聞こえない人は「はい」とか「オーケー」といった単純な受け答えしかできないんです。でも、医療機関の方が手話を使ってコミュニケーションを取ることができれば、単純な受け答えだけでなく症状など様々なことを伝えることができます。今、医療機関はすごく大変な時期を迎えられているかと思いますが、ぜひ働きかけていただきたいと思います。

委員：手話言語条例が始まって5年目になるかと思いますが、ですが、手話を広めていく施策が主となっていて、肝心の「手話は言語である」ということを広めていく施策がないのではないかと思います。聞こえない人に対するコミュニケーションは手話でも筆談でもどちらでもいいと思っている人が多いと思うんです。

先日、医療機関に行ったんですけれども、受付の方が「会計が終わりました」と書いた付箋を、私の座っているところまで来て見せてくれたことがありました。ですが、私は歩いて受付まで行くことができるんです。そういった簡単なコミュニケーションも難しいなと感じました。どのように話しかけてほしいかも聞かずに、筆談でコミュニケーションをとることが前提になってしまっていると思います。

手話言語条例の前文にもある、ろう者が手話を使うことができなかつた歴史をまだ理解されてい

ない方が多いのかなと思いましたので、改めて理解を深めてもらえるような施策を考えていただきたいと思います。

会長：医療機関に対する聞こえない人への配慮の要望は、私もよく聞きます。聞こえない人は自分の名前が呼ばれたとしても聞こえません。また、聞こえない人を見ずに手話通訳者やその家族だけを見て説明をするお医者さんや看護師さんもいらっしゃるようです。特に、高齢の聞こえない人は筆談が苦手な方が多いんです。今後、医療機関には聞こえない人への配慮を働きかけていただきたいと思います。

委員：デリバリー型の手話教室についてですが、申し込みを待っているだけではなく、市役所からの積極的な働きかけが必要ではないかと思います。

委員：命を預かる場所という点では、消防署も同じだと思います。過去に2回デリバリー型手話教室を実施されたとのことですが、それでも全然足りないと思います。

先ほどの話に戻りますけども、医療機関における聞こえない人のコミュニケーションについて、通院時であれば手話通訳者が付いていますが、入院時は、スタッフの方の理解がないと非常に難しくなるかと思います。コミュニケーションがうまく取れなければ、命に関わることに発展してしまうかもしれませんので、医療機関への働きかけについては是非よろしくをお願いします。

事務局：デリバリー型手話教室のことにつきまして、ご意見をいただきましてありがとうございます。公共交通機関だけではなく、医療機関への働きかけはどうかというご意見を多くいただきました。医療機関につきましては、過去に三田市民病院でデリバリー型手話教室を実施した実績はあるんですけども、民間の医療機関につきましては、これまで実施できていないという状況です。ただ、このコロナ禍において、医療機関でデリバリー型手話教室を実施できるのかということについては、個々の医療機関に伺ってみたいと分かりません。

我々の思いといたしましては、聞こえない人が医療機関に通院される、あるいは入院されるにあたっては、当然、医療機関の理解が必要であると考えておりまして、医療機関に手話通訳者等を設置できるかどうか併せて検討いただきたいと思っています。また、手話というものが、日本語とは別の言語であるということについても、周知に努めていきたいと考えております。

聞こえない人が医療機関に行く際には、意思疎通支援者の派遣申請をいただいておりますが、医療機関のスタッフの方が聞こえない人を見ずに、手話通訳者等と会話をしてしまっていることがあるというご意見がありました。意思疎通支援者派遣事業において、医療機関への派遣が最も多いという現状を踏まえまして、ただ単に手話通訳者や要約筆記者を派遣するというだけでなく、医療機関における聞こえない人への理解についても、積極的に働きかけていきたいと思っています。貴重なご意見ありがとうございます。

副会長：デリバリー型手話教室の実施を多くの医療機関へ働きかけたとしても、なかなか進まないのではないかと思います。聞こえない人が多く通院している医療機関がどのくらいあるのか分かりませんが、そうした医療機関をある程度絞りきれるのであれば、その医療機関に対して積極的にアプローチするといったことをしないと、状況は改善しないのではないかと思います。市のろうあ協会と戦略を練ったり、数値目標を決めたりしながら進めてみてはどうかと思います。

デリバリー型手話教室を実施している自治体は他にもありますが、市が広報しただけでは申し込みが少ないというのが現状のようです。商工会などと話し合いの場を持って、聞こえない人がよく行くお店でどんなものがあるかを市のろうあ協会と議論をして、ある程度ターゲットを定めてアプローチしないと事業が進んでいかないのではないかと思います。事業所のスタッフさんも入れ替わりがあると思いますので、継続的に事業を実施できるような手立てを考えなければならないと思います。

他の自治体では、手話教室を実施した事業所に対して、認定ステッカーを渡したり、参加された従業員の方をアンバサダーに任命してバッジを渡したりする取り組みを検討しているそうです。やはり、実施した事業所に何かメリットがないと応募が増えないのではないかと思います。また、他の自治体では、聞こえない人がよく行くコンビニにターゲットを絞って手話教室を実施され、実施したコンビニの窓口にコミュニケーションボードのようなものが設置され、聞こえない人に使ってもらっているそうです。他にも事業所での実施実績のある市町がいくつかありますので、そうした市町から情報収集されてみてはどうでしょうか。

事務局：大変参考になるご意見ありがとうございました。このデリバリー型手話教室を大きな事業所で実施しようとする、社員の方のシフト編成が難しくなるという理由で断りの連絡が入る、というケースがよくありました。先ほど、副会長のご発言の中にもありましたけれども、聴覚障害者の方がよく利用される商業施設や医療機関にターゲットを絞ってアプローチをかけていくということは、非常に効果的なのではないかなと思いました。また、デリバリー型手話教室でお世話になる講師団体の方とも実施回数などをよく協議をして、なるべく講師団体の方の負担がないようにしたいと考えております。商工会の方にもお声かけしたらどうかというご意見についても参考にさせていただきたいと思っております。実施しやすい事業所の規模というのは我々もつかみにくいので、そのことについても商工会等とも話をさせていただきながら、少しでも実施できる事業所を増やしていきたいと考えております。

また、他の自治体で進めようとしている事業についてもご意見いただきましたが、デリバリー型手話教室を実施した事業所に対して、実施したことが目に見えて分かるものを市からお渡しすることが事業所のメリットに繋がるのであれば、積極的な応募に繋がるのかもしれないと思いました。単に広報で応募を呼びかけるだけでなく、事業所への個別アプローチや事業所のインセンティブに繋がる工夫についても検討してまいりたいと思います。

委員：難聴者にとっても、医療機関や公共交通機関というのはコミュニケーションで苦勞する場所なんです。そこでデリバリ型の手話教室を実施することは素晴らしいことだと思いましたが、少し心配していることがあります。私は難聴者を支援する活動をしています、難聴者とろう者の区別がついていない方がたくさんいらっしゃるという印象を持ちます。先ほど委員のお話にもありましたが、「聞こえない人に対しては筆談でいいだろう」と思われている人が多いのではないかと思います。現在実施されている手話講座では、まず初めに聴覚障害者は多様であるという話をいただいているとお聞きしました。今後もそのようにしていただけるとありがたいです。よろしく願います。

委員：資料の項目にある「手話による情報獲得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項」についてですが、こちらに色々な事業が掲載されていますが、聞こえない人が利用できる事業がないと思いました。現在の環境が、聞こえない人にとって手話の使いやすい環境かどうかという、そうではないと思うんです。例えば、現在開講されている手話奉仕員養成講座についてですが、基礎編が終わってから手話通訳者養成講座を受講するまでの間において、手話をうまく獲得できる人というのは少ないです。街なかで聞こえない人とスムーズに会話をできる人はなかなか増えず、基礎編を終えてやめていってしまう人の方が多いです。ですので、そういう人たちをサポートできるような事業があれば、聞こえない人にとって手話が使いやすい環境に繋がると思います。

私たちは聞こえない人の暮らしやこれまでの背景を知ってほしいと思い、講演会などを開いていますけれども、手話通訳者がいないと、講演会などに参加している聞こえる人たちは理解できないし、私たちの思いも伝わりません。三田市には手話言語条例があるのですから、聞こえない人が手話で伝えようとしていることが聞こえる人にスムーズに伝わるようになるための事業を取り入れてほしいと強く思います。

また、遠隔手話通訳サービスの体験会については、私も参加させていただきましたが、参加者を見ていると、私と同年代の人が多かったように思います。私と同年代の聞こえない人は、口話中心の教育を受けてきて育った人たちがほとんどで、手話を使いたいと思っている人が多いですが、若い聞こえない人の中には、「手話通訳は要らない」「筆談ができたらいい」と思っている人がいらっしゃる、そういう人はこの遠隔手話通訳サービスを使うのかなって思いました。ですので、そういう人に対して、「手話通訳ってこういうものなんだ」と思ってもらえる機会が必要ではないのかと思います。私にも手話と離れていた時期がありましたが、そういう時期があったからこそ手話の大切さに気付けたと思っています。手話の大切さに気付くきっかけ作りも必要なのかなと思いました。

事務局：先ほどいただきました2点のご意見について回答させていただきたいと思います。まず、聴覚障害者の方にとって手話の使いやすい環境づくりについてですが、資料に記載しております「手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項」というのは、「三田市みんなの手

話言語条例」において策定するとされている施策の推進方針の一つですので、事業を推進することによって、聴覚障害者の方がご自身の生活の中において手話が使いやすくなっているということを実感いただかなければいけないと考えております。手話は日本語とは別の言語であることと併せて、聴覚障害者の方への理解についても、実施する教室事業あるいは養成講座の冒頭部分でお話しさせていただきます。

三田市における意思疎通支援者の登録基準として、手話通訳者・要約筆記者ともに全国統一試験合格を設けております。しかしながら、この全国統一試験の合格率は全国的に見てもかなり低い現状があり、別の言語を習得することの難しさを事務局としても認識しております。市が実施する手話通訳者養成講座の受講資格としては、手話奉仕員養成講座を修了された方で、2年以上サークル等で活動された方としております。つまり、サークル等である程度聴覚障害者の方とコミュニケーションを図ることができる人を手話通訳者養成講座に迎え入れているということとなりますが、現状としては、サークル等での聴覚障害者とのコミュニケーションをサポートする場はありません。サポートする場の提供方法については、またご相談をさせていただければと思います。

また、聴覚障害者団体が主催する講演会における手話通訳者の派遣費用については、「三田市手話施策推進事業補助金」とは別に、「三田市障害者等理解啓発事業にかかる意思疎通支援者派遣事業補助金」がありますので、こちらを活用いただければと思います。補助対象事業としては、障害者又はその家族で構成する団体が主催する事業における意思疎通支援者の派遣費用となっており、その費用の2分の1を市から補助させていただいております。何より、この手話通訳者がなかなか増えないという現状につきましては、我々も十分認識しておりますので、今後方策を検討してまいりたいと考えています。

2つ目の若い聴覚障害者の方が手話の大切さに気付くきっかけ作りについてですが、先般実施しました遠隔手話通訳サービスの体験会につきましては、遠隔手話に対する不安はあったものの、手順としてもすごく簡単でやりやすかったという声を多くいただいております。ただ、幅広い年代の方にご参加いただけなかったということについては、我々としても少し残念ではありました。この遠隔手話通訳につきましては、今後広く周知をしてまいりたいと考えておりますが、「手話通訳は要らない」「筆談ができたらいい」と思っている若い聴覚障害者の方がいらっしゃるという認識を事務局として持っておりませんでした。そうした人たちに対する、手話の大切さに気付いていただける場の提供については、聴覚障害者団体にご相談させていただきながら検討してまいりたいと考えております。

委員：手話通訳者養成講座を受講しようとしている人へのサポートや、手話を知らない若い聴覚障害者の方への働きかけというのはすごく大切ですが、そうした人たちのために開催する講演会で必要となる手話通訳者の派遣費用が、なぜ2分の1の補助となるのでしょうか。まさに、こうした講演会が、聞こえない人にとって手話を使いやすい環境づくりに繋がるのになぜなのか説明していただきたいと思います。

また、遠隔手話通訳サービスの体験会に参加されていた聴覚障害者の方がすごく少なかったと思いますが、どのように周知されたのでしょうか。聴覚障害で身体障害者手帳を持っている方全員には周知されていないのでしょうか。

事務局：まず、先ほどお伝えしました「三田市障害者等理解啓発事業にかかる意思疎通支援者派遣事業補助金」についてですが、この補助金の補助対象者は「障害者又はその家族で構成する団体」としています。ここでいう「障害者」とは聴覚障害者に限定したわけではありませんので、この補助金は手話施策ではないことを補足させていただきます。そして、この補助金がなぜ2分の1の補助率なのかということですが、講演会等を実施する団体が聴覚障害者団体であっても、そうではない団体であっても、差を設けるべきではないと考えております。よって、どちらの団体であっても、実施する活動で合理的配慮として意思疎通支援者を設置しなければならないのであれば、その派遣費用を負担いただくべきであると考えております。ただ、団体が実施する事業が広く市民に周知されている場合につきましては、その団体の負担を少しでも軽減するために2分の1の補助をさせていただいているということです。

また、遠隔手話通訳サービスの体験会の周知についてですが、市で実施しております意思疎通支援者派遣事業において派遣登録されている聴覚障害者の方のみに開催案内を送らせていただいております。聴覚障害で身体障害者手帳を持っている方全員には案内しておりません。

委員：遠隔手話通訳サービスの体験会の周知については、派遣登録されていない聴覚障害者の方への周知も大切ではないでしょうか。そういった方の中には、行政からの様々な情報が伝わりにくいという人もいらっしゃるかと思いますので、丁寧な働きかけが必要ではないかと思えます。

事務局：この遠隔手話通訳サービスは、これまでの同行通訳のみであった意思疎通支援者派遣事業に新たな選択肢を追加したものとご理解いただければと思います。よって、この遠隔手話通訳サービスを利用できるのは、意思疎通支援者派遣事業において派遣登録をさせていただいている方のみとなっておりますので、今回のように限定的な案内をさせていただいた次第です。ただし、聴覚障害で身体障害者手帳を持っている方で意思疎通支援者派遣事業の派遣登録がなされていない方へのアプローチについては我々も課題であると認識しておりますので、今後検討させていただきたいと考えております。

「三田市障害者等理解啓発事業にかかる意思疎通支援者派遣事業補助金」について、現要綱においては補助率を2分の1とさせていただいております。本来、意思疎通支援者派遣事業における団体派遣では、意思疎通支援者の派遣費用を全額団体が負担することとしており、組織維持のために必要な活動の場合のみ市が全額負担することとしております。ただし、様々な活動を実施されている団体の負担があまりにも過度になってしまうのは望ましくないということから、2分の1の補助という形で支援をさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

会長：先ほどから話が出ています「三田市障害者等理解啓発事業にかかる意思疎通支援者派遣事業補助金」についてですが、聴覚障害者団体の所属する者として、全く利用する気がありません。私たちが手話による情報取得をしたいと思っています。また、聞こえない人が生活する権利を獲得するための活動や、手話を広めるための活動も行っています。しかし、障害者団体は資金が潤沢にあるわけではありませし、「障害者団体も主催者なのだから、意思疎通支援者の派遣費用を負担してください」というのは理解できません。他の自治体において、障害者団体でも無料で意思疎通支援者を派遣してくれる制度があると聞いたことがあります。現状のままだと、私たちは意思疎通支援者の派遣申請ができませんので、市としても検討していただければと思います。

委員：先ほどから話が出ている「三田市障害者等理解啓発事業にかかる意思疎通支援者派遣事業補助金」が使えないというのは、難聴者団体も同じだと思います。ぜひご検討いただければと思います。

副会長：手話通訳者の養成は全国で問題となっております。手話通訳者がどんどん高齢化していくものの、若い手話通訳者が誕生しないというのが実情のようです。ですので、手話言語条例を制定している自治体でも、最近では、こども手話教室に着目しているところが多いようです。元々は福祉教育として4、5年生次に1回、学校で手話の講座を行っていたのを、それでは到底足りないということで、夏休みや冬休みといった長期休業期間にこども手話教室を行うようになったところが増えていきます。ただ、大きな課題としてあるのが、そうしたこども手話教室を受けた子どもたちをどう地域で育てるのかということなんです。参考資料3を見ますと、三田市でも平成29年に中高生対象でこども手話教室を開催しているのですが、平成30年以降は開催していないようです。私はこうした手話教室に参加した子どもたちが、長期的に手話と関われるような枠組みを作ることが重要だと思います。小学生の時に手話を学習しても、中学生や高校生になると多忙のあまり手話から遠ざかってしまうというケースは非常に多いと思いますので、この中学生～高校生の時期に手話で繋がる手立てがあるといいですよ。

他の自治体において、高校と市と一緒に手話動画を製作するという取り組みをしていると聞きました。そのように手話に出会った小学生が、中学生や高校生になっても手話に関わり続けることができれば、手話の世界にもっと入りたいという若い人たちが地域で育ってくるのかなと思いました。三田市にもいくつか高校がありますけど、手話クラブを立ち上げてみるなど色んなことができると思います。こうした取り組みについては、ろうあ協会などと協議してみるのいいのではないかと思います。

委員：福祉学習については、依頼先が市ではなくて、総合福祉保健センターの中にあるボランティア活動センターになっているため、本日の資料に記載がありません。最近は中学校からの依頼は少

なくなっていて、小学校3年や4年からの依頼が多くなっています。また、高校については、毎年依頼してくれる高校もあって、私も非常勤講師として出向かせていただいています。

福祉学習の非常勤講師として学校の先生と打ち合わせをさせていただくことがあるんですけど、手話のことや聞こえない人のことを全くご存じない先生も多くて、そうした先生は耳の聞こえない人や聞こえにくい人、または中途失聴の人のことを「耳の不自由な人」と子どもたちに言っているようなんです。そこで「私たちは様々な方法でコミュニケーションが出来たら不自由ではないです」とお伝えすると、先生は「ごめんなさい、そういうつもりはなかったんです」とお答えになることがよくあります。ですので、デリバリー型手話教室を学校の先生方向けに開催してもいいかもしれないなと思いました。

委員：「三田市みんなの手話言語条例」というのは、聞こえない人がいろんな人とコミュニケーションできる社会を作るという趣旨の条例です。三田市役所職員の方も、11月ぐらいに1度研修をされています。養成講座を受講している方でも全国统一試験合格にはなかなかたどり着けないんですが、市役所職員の方も手話による日常会話ぐらいはできたほうがいいのではないかと思いますので、手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）にも積極的に受講していただいてもいいのではないかと思います。やはり、三田市役所というのは三田市の顔でありますので、市役所職員の皆さんに聞こえない人との会話というものを窓口などでお示しいただければと思います。お忙しいとは思いますが、ご検討のほどよろしくお願ひします。

事務局：「三田市みんなの手話言語条例」におきまして、第3条に市の責務として「市は、手話を使用することができる職員を増やすよう努めます」という文言があります。また、第8条第2項に「市は、学校教育における手話の理解促進及び普及啓発を行います」という文言もあります。これらの点についても念頭に置きながら、今後の事業推進に努めてまいりたいと考えております。

また、手話通訳者や要約筆記者にかかる全国统一試験の合格率が全国的に低いという状況は我々も十分認識しており、どのような対策を講じていくことが必要か検討しなければならないと考えております。その上で「こども手話教室」に参加された方を地域でどう育てていくのかということですが、この「こども手話教室」には毎年多数の小学生の皆さんに応募いただいております。講師の皆様のご尽力も賜りまして、非常に好評をいただいております。また、「こども手話教室」に参加された小学生を対象とした「こども手話広場」についても、同様に好評をいただいております。

ただ、参加いただいた小学生の手話への関わりというものが、小学校だけで終わってしまうのではないかとすることは、我々としても非常に危惧しています。平成29年度に中高生対象として実施しておりますが、中高生は部活や学校行事などで多忙を極め、参加があまり見込めないということから、平成30年度以降は対象を小学生のみにシフトしたという経緯があります。「こども手話教室」や「こども手話広場」に参加した方が、中高生時代に手話に触れないまま、成人してもなお「意思疎通支援者になりたい」というモチベーションを維持することは難しいと思いますので、中高生

対象の手話教室のようなものが実施できるかを検討したいと思います。

また、学校へのデリバリー型手話教室の実施についてですが、市内の公立学校だけでも相当数あり、学校向けに実施していくとなると、他の養成講座などにもお世話になっている講師団体にかなりの負担を強いることとなりますので、学校への理解啓発については限られた財源の中で時間をかけながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

市職員の手話の習得についてですが、手話言語条例制定5年目を今年度迎えるなかで、一層の推進を図っていかなければならないと考えています。所管課であります人事課と障害福祉課で連携を綿密に行うとともに、実施時期を年度で変えてみたり、研修への部分的な参加（1日のみ参加）を認めたりといった参加者を増やす取り組みも人事課において進めております。

今後は「手話は日本語とは別の言語である」ということを改めて市職員に周知するとともに、来庁される聴覚障害者の方に対して積極的に声かけすることができるスキルを身につけることができる方を練っていきたいと考えております。貴重なご意見ありがとうございました。

委員：学校の教師が「耳が不自由な人」という表現を使っている、というご意見がありましたが、確かにそういった表現をしている教師はおります。そういった表現の仕方も含めて、学校の教師向けの研修制度があればいいなと思いました。また、福祉学習については、障害種別を変えながら、各学校において毎年1～2回実施しております。各回とも数時間の開催となっておりますが、これからは継続して実施していきたいと考えています。

委員：民生委員は市内8地区に1人ずつ代表者がおり、その代表者会を開催しています。今年に入り、視覚障害者団体の方から意見交換をしたいというお話がありました。個人的には聴覚障害者団体の方ともそうした意見交換の場を持ちたいなと思っております。そうした場を設けることで、聞こえない人の困りごと等を共有することができ、手話に対する理解も深まるのではないかと思います。

会長：意思疎通支援者派遣事業のことについてですが、手話通訳者の派遣申請をする際、前もって市に登録をしなければなりません、その登録要件に手帳所持があったかと思えます。そこで、聞こえる人も聴覚障害者と話をしたい時にもこの事業を利用できるようにしていただきたいと思えます。

また、ろう学校に通う生徒の中にも、身体障害者手帳を所持していない人もいます。そういう人たちもこの事業を利用できるよう制度改正を検討していただければと思います。

事務局：意思疎通支援者派遣事業において手話通訳者の派遣申請をしていただく際には、事前に市に登録いただいております。これは、スムーズに意思疎通支援者をコーディネートすることを目的としておりますが、これを聞こえる人にまで拡大してしまうと、派遣できる意思疎通支援者は限ら

れておりますので、コーディネート業務がひっ迫・煩雑化してしまうおそれがあります。また、この事前登録にあたっては、実際に身体障害者手帳の交付を受けられていて、聴覚、音声または言語の機能に障害のある方だけではなくて、こういった障害者の方に準ずる障害のある方につきましても対象としております。よって、事前登録の際に障害者手帳を所持していない旨をお伝えいただければ、市障害福祉課においてその情報を留意するとともに、その方にとって必要な意思疎通支援者を派遣できる体制を整えておくようにしています。

なお、聞こえる人からも意思疎通支援者派遣事業を利用できるようにというご要望なんですけれども、ご要望の趣旨が理解できておりません。この意思疎通支援者派遣事業は「三田市意思疎通支援者個人（団体）派遣事業実施要綱」に基づいて運用していますが、聴覚障害のある人が聞こえる人とコミュニケーションをとる際に必要となる意思疎通支援者の派遣を想定しておりますので、あくまで派遣申請の主体となりえるのは聴覚障害のある方となっております。この点についてご理解いただきますようお願いいたします。

会長：聞こえる人も聞こえない人とコミュニケーションを取らなければならないケースがあると思います。そして、手話通訳者を依頼したいと思われている聞こえる人もいらっしゃるかと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

4. その他

現委員の任期は令和3年12月3日までとなっております、本日は現委員での最後の推進協議会となる予定である。次回の推進協議会については、委員の一斉改選後の令和3年12月以降を予定している。

5 閉会

(以上)